

令和5年度

財政健全化審査及び公営企業
会計経営健全化審査意見書

朝 倉 市 監 査 委 員

6 朝 監 第 6 7 号
令和6年8月21日

朝倉市長 林 裕二 様

朝倉市監査委員 田原 誓成
朝倉市監査委員 堀尾 俊浩

令和5年度財政健全化審査及び公営企業会計経営健全化審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、令和5年度朝倉市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率と、それぞれの算定基礎事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和 5 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率

(単位: %)

項 目	令和 5 年度	早期健全化基準	備 考
① 実 質 赤 字 比 率	—	12. 71	黒字のため計上なし
② 連結実質赤字比率	—	17. 71	黒字のため計上なし
③ 実質公債費比率	8. 1	25. 0	当該年度を含む過去 3 か年の平均値 18%以上は起債の許可が必要
④ 将 来 負 担 比 率	—	350. 0	実質的な将来負担がないため計上なし

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は該当なし。

② 連結実質赤字比率について

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じておらず、連結実質赤字比率は該当なし。

③ 実質公債費比率について

当該年度を含む過去 3 か年平均値は 8. 1 %と前年度比 0. 5 ポイント改善しており、単年度実質公債費比率は 7. 5 %と前年度比 1. 4 ポイント改善している。

④ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模(注)に占める割合は実質的な将来負担がないため、該当なし。

(注：標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率

(単位: %)

公営企業会計名		令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準	備 考
法適用 企業	①水道事業	—	20.0	資金不足なしのため 計上なし
	②工業用水道事業	—	20.0	〃
	③下水道事業	—	20.0	〃
	④簡易水道	—	20.0	〃

(2) 個別意見

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当なし。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。